

議第7号

令和元年度各務原市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度各務原市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,711,156千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,258,386千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野 健 司

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金		390,000	18,843	408,843
	1 国有提供施設等所 在市町村助成交付 金	390,000	18,843	408,843
11 地方特例交付金		174,521	43,378	217,899
	1 地方特例交付金	128,000	43,378	171,378
12 地方交付税		2,350,000	539,133	2,889,133
	1 地方交付税	2,350,000	539,133	2,889,133
16 国庫支出金		8,070,759	57,169	8,127,928
	2 国庫補助金	2,544,489	57,169	2,601,658
17 県支出金		3,431,889	5,974	3,437,863
	1 県負担金	2,109,022	4,974	2,113,996
	2 県補助金	1,007,871	1,000	1,008,871
18 財産収入		192,488	9,319	201,807
	2 財産売払収入	23,420	9,319	32,739
19 寄附金		420,000	4,487	424,487
	1 寄附金	420,000	4,487	424,487
20 繰入金		3,309,161	1,011,144	4,320,305
	1 基金繰入金	3,309,161	1,011,144	4,320,305
21 繰越金		850,000	1,918,069	2,768,069
	1 繰越金	850,000	1,918,069	2,768,069

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
22 諸収入		1,366,014	△ 237,649	1,128,365
	6 雑入	903,599	△ 237,649	665,950
23 市債		3,468,500	341,289	3,809,789
	1 市債	3,468,500	341,289	3,809,789
歳 入 合 計		49,547,230	3,711,156	53,258,386

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2	総務費	4,666,871	21,209	4,688,080
	1 総務管理費	3,662,297	21,209	3,683,506
3	民生費	15,057,954	△ 285,179	14,772,775
	1 社会福祉費	6,238,924	△ 292,909	5,946,015
	2 高齢福祉費	431,282	7,730	439,012
4	衛生費	5,159,719	0	5,159,719
	2 環境費	3,870,232	0	3,870,232
6	農林水産業費	418,604	0	418,604
	1 農業費	126,674	0	126,674
7	商工費	1,635,355	0	1,635,355
	1 商工費	1,635,355	0	1,635,355
8	土木費	4,333,030	255,690	4,588,720
	2 道路橋梁費	1,826,542	255,690	2,082,232
	3 河川費	183,718	0	183,718
	4 都市計画費	1,246,868	0	1,246,868
9	消防費	2,056,233	0	2,056,233
	1 消防費	2,056,233	0	2,056,233
10	教育費	5,637,350	201,244	5,838,594
	2 小学校費	762,076	188,188	950,264
	3 中学校費	562,670	0	562,670
	4 特殊学校費	19,980	0	19,980
	6 社会教育費	1,188,208	0	1,188,208
	7 保健体育費	1,375,474	13,056	1,388,530

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
13 諸支出金		5,499,976	3,518,192	9,018,168
	2 繰出金	5,310,308	3,588	5,313,896
	3 基金費	189,668	3,514,604	3,704,272
歳 出 合 計		49,547,230	3,711,156	53,258,386

## 第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
②総務費	1 総務管理費	市道那713号線ほか1道路改良事業 (庁舎東駐車場整備分)	2,212
③民生費	2 高齢福祉費	認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業	15,229
⑥農林水産業 費	3 農地費	山崎頭首工機側操作盤補修事業	2,970
⑦商工費	1 商工費	JR各務ヶ原駅トイレ整備事業	20,364
⑧土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	36,800
⑧土木費	2 道路橋梁費	市道那1130号線道路改良事業	17,112
⑧土木費	2 道路橋梁費	市道各10号線道路舗装事業	33,490
⑧土木費	2 道路橋梁費	市道蘇南53号線道路改良事業	63,567
⑧土木費	2 道路橋梁費	防護柵設置事業	125,311
⑧土木費	2 道路橋梁費	市道各378号線道路改良事業	11,180
⑧土木費	2 道路橋梁費	市道那713号線ほか1道路改良事業	39,523
⑧土木費	2 道路橋梁費	市道蘇北390号線ほか2道路改良事業	14,700
⑧土木費	2 道路橋梁費	瑞穂橋ほか1耐震補強等事業	71,360
⑧土木費	2 道路橋梁費	鵜沼各務原歩道橋ほか1長寿命化事業	36,060

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑧土木費	3河川費	排水路維持補修事業	3,800
⑧土木費	3河川費	浸水対策事業(ため池)	4,800
⑧土木費	4都市計画費	日野岩地大野線道路整備事業(Ⅱ期)	31,750
⑧土木費	4都市計画費	市民公園リニューアル事業	9,740
⑧土木費	4都市計画費	木曽川周辺整備事業(前渡地区)	5,000
⑧土木費	4都市計画費	新加納地区都市再生整備事業	9,636
⑧土木費	4都市計画費	新那加駅周辺地区都市再生整備事業	3,246
⑩教育費	2小学校費	小学校トイレ改修事業	188,188
⑩教育費	7保健体育費	川島スポーツ公園リニューアル整備事業	66,900
⑩教育費	7保健体育費	市民プールウォーター スライダー改修事業	13,056

### 第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎来庁補助自動車運行管理事業	令和元年度から 令和2年度まで	6,990
本庁舎駐車場交通誘導警備事業	令和元年度から 令和2年度まで	14,998



## 第4表 地方債補正 (追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
排水路改良事業	千円 3,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内  〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還若 しくは低利に借り 換えすることが できる。
特別支援学校 施設整備事業	11,800			
少年自然の家整備事業	7,700			

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
学 習 等 供 用 施 設 整 備 事 業	千円 73,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすること ができる。	千円 3,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすること ができる。
道 路 橋 梁 事 業	405,600				506,700			
小 学 校 施 設 整 備 事 業	212,300				295,200			
体 育 施 設 整 備 事 業	112,400				137,700			
臨 時 財 政 対 策 債	1,200,000				1,379,189			

議第8号

令和元年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度各務原市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,372,123千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野健司

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 県支出金		10,314,697	214,000	10,528,697
	1 県補助金	10,314,697	214,000	10,528,697
5 繰入金		1,033,525	△ 412	1,033,113
	1 他会計繰入金	1,023,525	△ 412	1,023,113
8 国庫支出金		0	412	412
	1 国庫補助金	0	412	412
歳 入 合 計		15,158,123	214,000	15,372,123

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		92,811	0	92,811
	1 総務管理費	92,811	0	92,811
2 保険給付費		10,211,737	214,000	10,425,737
	1 保険給付費	10,211,737	214,000	10,425,737
歳 出 合 計		15,158,123	214,000	15,372,123

議第9号

令和元年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度各務原市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,252,470千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野 健 司

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 繰入金		1,647,155	3,800	1,650,955
	1 他会計繰入金	1,647,155	3,800	1,650,955
歳 入 合 計		3,248,670	3,800	3,252,470

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		3,171,525	3,800	3,175,325
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	3,171,525	3,800	3,175,325
歳 出 合 計		3,248,670	3,800	3,252,470



議第10号

令和元年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度各務原市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,277,359千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年2月18日提出

各務原市長 浅野 健 司

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 国庫支出金		582,577	12,500	595,077
	1 国庫補助金	582,577	12,500	595,077
5 繰入金		1,093,424	200	1,093,624
	1 他会計繰入金	1,093,424	200	1,093,624
8 市債		1,182,400	17,300	1,199,700
	1 市債	1,182,400	17,300	1,199,700
歳 入 合 計		4,247,359	30,000	4,277,359

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 下水道費		3,013,704	30,000	3,043,704
	1 公共下水道費	2,153,328	30,000	2,183,328
歳 出 合 計		4,247,359	30,000	4,277,359

## 第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
①下水道費	1 公共下水道費	那加成清処理分区第2工区 ほか8管渠整備事業	324,750
①下水道費	1 公共下水道費	伊吹第2雨水幹線ほか2雨水渠整備事業	153,400

### 第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 共 汚 水 ま す 等 設 置 事 業	令 和 元 年 度 か ら 令 和 3 年 度 ま で	8 4 , 0 7 3

## 第 4 表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 1,008,900	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内	公的資金 については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には 借入先と協定し、その 条件に従うものとする。 ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借り換 えすることができる。	千円 1,026,200	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内	公的資金 については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には 借入先と協定し、その 条件に従うものとする。 ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借り換 えすることができる。